020311.020	〔1〕 課税価格が１キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格（枝肉に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第１の３の２に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第２項第１号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第１の３に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同法別表第１の３におけるこの号の〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	1kgにつき361円	R2	SG2, S	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2
020311.030	〔2〕 課税価格が１キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格（枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第１の３の２に定める期間内に輸入されるものの区分に対応する同法別表第１の３に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同法別表第１の３におけるこの号の〔3〕に定める率（例えば、4.9%の場合は0.049）に１を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	1kgにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額	R2	SG2, S	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2	R2
020311.040	〔3〕 課税価格が１キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの	4.3%	B9*	SG2, S	1.7%	1.5%	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0203.12	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）																						